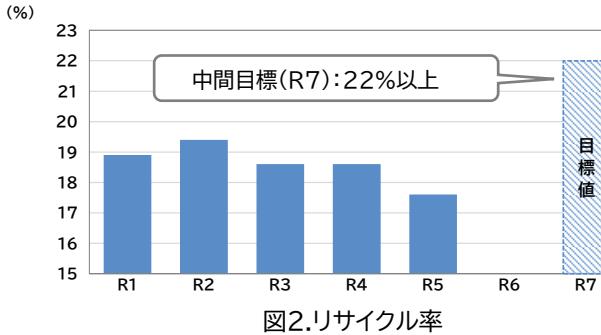


松山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)の概要

- 一般廃棄物処理に係る基本的な方針を明確にするために策定するもので、本市では、平成4年にはじめて策定し、おおむね5年ごとに改定を行っています。
- 前計画の見直し年度を令和7年度としているため、本市の状況等を踏まえ、今回、改定を行うものです。
- 改定計画(本計画)の計画期間は、令和8年度から令和17年度までとします。

- 本市のごみ処理状況
- 本市の1人1日当たりのごみ排出量は順調に減少しており、前計画で設定した中間目標を既に達成しています。
 - 一方で、リサイクル率は20%未満で推移しており、目標の達成は困難な状況です。
 - また、焼却に伴うCO₂排出量についても、目標の達成はやや困難と見込まれます。



- 課題
- 本市では、電池の種類によって排出方法が異なり、分かりづらい状況となっているため、リチウムイオン電池による火災防止などの観点からも、分別方法を見直す必要があります。
 - 循環型社会の形成を一層進展させるため、リサイクル率の向上に努める必要があります。
 - 本市最終処分場の残余年数は約30年と見込まれますが、新たな処分場確保には長期間を要するため、引き続きごみ減量・リサイクルを推進して最終処分量の削減等に努める必要があります。

計画の改定

基本理念 協働で未来へつなぐ 環境にやさしい循環型のまち まつやま

基本方針 ①:市民・事業者・行政の協働で、3Rを一層推進します

②:排出から最終処分まで、適正処理を確保します

③:社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築します

目標

①:R5年度比で、R17年度までに、1人1日当たりのごみ排出量を60g以上削減します

②:R17年度までに、リサイクル率を26%以上とします

③:R5年度比で、R17年度までに、ごみの焼却に伴うCO₂排出量を8,000t以上削減します

基本方針1. 市民・事業者・行政の協働で、3Rを一層推進します

基本施策1-1 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

施策の方向(1) 循環型社会実現の基礎となる情報提供

施策の方向(2) 環境教育の充実・啓発活動の推進

基本施策1-2 循環型社会の形成

施策の方向(1) 3Rがより進むライフスタイルの推進 ●リユースの促進

施策の方向(2) ごみ減量の推進 ●食品ロスの削減に向けた普及啓発、●水きり等による生ごみ減量の推進

施策の方向(3) リサイクルの推進 ●プラスチックごみのリサイクルの推進、●電池類のリサイクルの推進

基本方針2. 排出から最終処分まで、適正処理を確保します

基本施策2-1 ごみの排出に関する施策

施策の方向(1) ごみ排出ルートの整備

施策の方向(2) 指導・監視の徹底

基本施策2-2 収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策

施策の方向(1) 適正な収集運搬の確保

施策の方向(2) 適正な中間処理の確保

施策の方向(3) 適正な最終処分の確保

基本方針3. 社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築します

基本施策3-1 環境課題への対応

施策の方向(1) 気候変動影響の緩和 ●ごみ発電の推進

施策の方向(2) 気候変動影響への適応 ●災害廃棄物への対応

基本施策3-2 社会的課題への対応

施策の方向(1) 費用対効果を考慮したコストの最適化

施策の方向(2) 人口減少等による影響への対応 ●ごみ処理広域化、●高齢者等へのごみ出し支援